

	新潟市教育委員会 平成26年5月 臨時会会議録			
日 時	平成26年5月12日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所白山浦庁舎1号棟2階 学務課協会議室			
出席委員 (9名)	齋藤 委員長		出席委員	藤田 委員
	沢野 委員			眞谷 委員
	佐藤 委員			阿部 教育長
	吉村 委員		欠席委員	
	織田 委員			
	伊藤 委員			
会議に出席 した職員 (10名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	教育総務課主査	石田 貴宏
	教育次長	齋藤 博子		
	教育政策監	伊藤 充		
	教育総務課長	上所 隆		
	学校支援課長	高橋 恒彦		
	生涯学習センター 所長	三保 恵美子		
	生涯学習センター 次長	井関 一博		
	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝		
	教育総務課係長	灰野 梢		
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
	宣 言 者	委員長
付議事件 (0 件)	議案番号	件 名
報 告 (2 件)	記 号	件 名
		平成 2 7 年度使用教科用図書に関する資料の作成について (諮問)
		新潟市教科用図書選定委員会の委嘱について
協議題 (1 件)	記 号	件 名
		潟東中公民館について

## 第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に織田委員及び伊藤委員を指名します。

## 第3 報告

○委員長 これより報告案件に入ります。「平成27年度使用教科用図書に関する資料の作成について」学校支援課長より説明をお願いします。

○学校支援課長 年度当初にも確認をさせていただきましたが、平成27年度新潟市立小学校において使用する教科用図書及び一般図書（特別支援学校・学級用）採択の適正な実施を図るため、教育委員会が採択する際に参考とする教科用図書に関する資料の作成について、次の採択基準を踏まえて、新潟市教科用図書選定委員会に諮問いたします。

採択基準についてです。下記ア・イに基づき、新潟市や学校の実態及び児童生徒の心身や学力の実態による教育的必要性を的確にとらえ、最も適していると判断される教科用図書を採択する。

アの小学校において平成27年度に使用する教科用図書については、「小学校用教科書目録（平成27年度）」に登載されている教科用図書のうちから採択する（一般図書（特別支援学校・学級用）を除く）。採択に当たっては、次の点に配慮して綿密な調査研究を行う。

①学習指導要領の目標や内容等を十分に踏まえること。②新潟市における学校教育の課題や重点を各教科の面から明確にとらえ、これに最もよく対応できる教科用図書であること。③各教科用図書の特徴が明瞭になるように、内容の選択、扱い方、程度、表現等の観点から比較研究を行うこと。その際、県教育委員会が提供する「教科用図書研究資料」を参酌すること。

イの特別支援学校・学級において平成27年度に使用する一般図書については、十分に調査研究を行い、教科の主たる教材としての内容を具備した教育上適切であると判断されるものを採択する。その際、県教育委員会が提供する「研究資料」を参酌すること。

配布資料の研究図書を研究資料に訂正願います。

なお、国語5種、書写6種、社会4種、算数6種、理科6種、生活8種、保健5種については、序列をつけずに3種を。音楽2種、図画工作2種、家庭2種、地図2種については、序列を

つけずに2種を。特別支援学校・学級用の一般図書については、障がいの程度に応じて一緒に答申くださるよう依頼します。

報告は以上です。

○委員長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いします。よろしいですね。

それでは、新潟市教科用図書選定委員会の委嘱については、人事案件ですから、非公開としたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。よろしければ、協議会の終了後に、非公開案件として再開し報告していただきます。

では、これで報告案件を終了とします。

第4 閉会宣言

○委員長

午後3時35分、閉会を宣言する。

第5 協議会

○委員長

午後3時35分、開会を宣言する。

「潟東中公民館について」中央公民館長に説明をお願いします。

○中央公民館長

潟東中公民館は、潟東地区公民館の分館として位置づけられており、平面図に記載のとおり、体育館の建物の中の網掛け部分を潟東中公民館と位置づけています。体育館と一体になっていることから、利用者への鍵の貸し出しについては、体育館内の事務室にいる職員が体育館・公民館ともに行っています。

次に、概要ですが、西蒲区の体育施設は、この潟東中公民館を含めて、平成27年4月を目指して指定管理者制度に移行する準備をしています。移行後は、体育館のアリーナやランニングコースなどの部分は指定管理者が管理することになります。潟東中公民館は、体育館の建物の中にあり、利用者の利便を考えた場合、利用受付などの管理は引き続き一元的に行うべきと考えています。そのために公民館部分も体育施設の一部として位置づけ、指定管理者に一体管理をさせたいと考えています。

次に、公民館から体育施設に位置づけた場合の影響ですが、午前9時半から午後9時までの利用時間、年末年始の休館日、ともに体育施設と現在同じになっております。体育施設移行後に担当する西蒲区地域課からは、指定管理者制度移行後も利用時間、休館日ともに変更する予定はないと聞いております。また、移行後の使用料は、西蒲区地域課が新潟市体育施設条例で定めることとなりますが、現在の利用者への影響に十分配慮した料金設定をするように要望しています。なお、体育施設への移管につきましては、地元のコミュニティ協議会や利用者団体へ説明して、ご理解をいただいています。

最後に今後のスケジュールですが、5月教育委員会定例会に

議案として提案し、6月市議会定例会に条例改正の議案として提案させていただきたいと考えています。

以上で説明を終わります。

○委員長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますか。

○佐藤委員

拝見していますと、ほとんど公民館の体をなしていない気がするのですが、廃止ということは議論の中にありませんでしたか。指定管理者が全部管理するわけですよね。

○中央公民館長

公民館としては廃止して、体育施設として位置づけることになります。つまり潟東体育館の一部と位置づけることで考えております。

○佐藤委員

だから指定管理者が管理するわけでしょう。でも公民館なのですか。説明がよく分からなかったのです。

○中央公民館長

説明の仕方が悪くて申し訳ありません。公民館としての指定管理者制度移行ではなく、体育施設として位置づけを変えて、指定管理者制度を導入することになります。

○吉村委員

今ほどご説明ありました、今後の影響ですが、使用料について、利用者への影響に十分配慮するよう要望しているということですが、少し抽象的になりますので、具体的にこういうことが想像されるので、このように持っていきたいというあたりを教えていただければありがたいと思います。

○中央公民館長

使用料は、新潟市体育施設条例の中で定めることになり、西蒲区地域課で整理することになります。ただ、潟東中公民館から50メートルくらい離れた場所に、潟東ゆう学館、潟東地区公民館があります。仮にもし、使用料や減免の部分で利用しにくいというお話があれば、潟東地区公民館を利用させていただくことも考えています。

○眞谷委員

潟東地区公民館の使用状況、そしてこの会議室の公民館としての使用状況はどういった感じなのですか。それほど使われていないのか、全く使われていないのか、定期的なグループ活動みたいなもので使われている実績があるのかどうか。

○中央公民館長

平成24年度の数字ですが、潟東地区公民館は約10パーセントの稼働率です。また、潟東中公民館は約3パーセントの稼働率です。定期利用団体は、ダンスサークルが1団体あります。毎週月曜日、午前中に活動しています。

○吉村委員

質問を戻します。そうすると、使用料について、これまでよりも高くなり、利用しづらいということになった場合には、ゆう学館のほうを勧めるという方法が一つあるということですね。そういうことで、十分、ニーズには応えていけるだろうという意味ですね。

そうすると、逆に体育施設になった体育館のほうは、地元の

人は使用料が高すぎるので遠慮して、ゆう学館のほうへ行こうということになる場合もあるわけですね。体育館のほうの利用率が下がるとか、そういうこともあるわけですね。

○中央公民館長

定期利用団体には、使用料も含めて変わるかもしれませんというお話はさせていただいています。使用料については、市の体育施設条例で定めるという説明をしてご理解をいただいています。

○吉村委員

ある程度、浸透しているということですよ。そこは合併に際して、地域の差が今までいろいろあったものだから、なかなか大変なのだろうと思います。十分に説明しながら進めてきたということですね。

○伊藤委員

今、口頭で何時から何時と利用時間などの説明がありましたけれども、文字として資料に載せてほしかった。私がもし利用者だったら、こういったところがあったのか、行ってみよう。私はここをよく存じ上げていないので、具体的に今まではこうだったけれども、何百円が何百円になるとか、どういった要望が来そうかなど、各委員がおっしゃったような検討をするため、サークルは今、1団体のダンスだということですが、その何パーセントということも資料になかった。今回、指定管理移行にあたって、この場所の活用が増えるように、活性化するようにという前向きな方向で、私たちも一緒にその施設を大事に見ていきたいと思いましたが、伺ってその施設を見てくればいいのか、申し訳ありません。皆さんから意見が出ましたので、様子をつかめてきましたけれども、その辺、よろしく願います。

○中央公民館長

ありがとうございます。次回以降、資料の作り方については参考にさせていただきます。

○織田委員

先ほどのご説明の中で、中央のコミュニティ協議会や利用者団体には、もうすでに説明して、了承を得ているということがありました。その中では、了承という言葉ですっきりとらえているのか、それともいろいろな要望が出た中で、何とか先ほどお話に出たように、利用料の面で折り合いがつかないならゆう学館に行ってくださいねみたいな、少し譲歩した形があったのかどうか。その辺が心配だったのですけれども、教えていただけますか。

○中央公民館長

地元の住民の方でも、実は体育館と思って利用している方が大半を占めていたそうです。体育館が指定管理となった場合、アリーナと会議室が別々の受付になるのでは困ると、地元の方はその辺を一番懸念されていたので、すぐご理解を得られたと聞いています。

○委員長                    そのほかいかがですか。そのほかご質問がないようですので、  
これで協議会を終了します。

午後3時45分、閉会を宣言する。

(非公開案件)

(報告

「新潟市教科用図書選定委員会の委嘱について」報告する。)

## 第6 閉会宣言

○委員長

午後5時30分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員